

兵庫県公報

平成24年3月16日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	1

公布された法令のあらまし

● 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第1号）
職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定等に伴い、人事委員会規則で定めることとされている事項について、所要の改正を行うこととした。

人事委員会規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年3月16日

兵庫県人事委員会
委員長 中瀬 憲一

兵庫県人事委員会規則第1号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。
第35条第3項を次のように改める。

3 条例第22条及び第23条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額は、給料の月額及び次に掲げる手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間数に52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。以下この項において同じ。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分を乗じて得た数（育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員にあっては、当該乗じて得た数に、勤務時間条例第3条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数）を減じたもので除して得た額（円未満の端数は1円とする。）とする。

- (1) 地域手当（給料の月額に対するものに限る。）
- (2) 初任給調整手当
- (3) 特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）
- (4) 農林漁業普及指導手当
- (5) 特地勤務手当（これに準ずる手当を含み、給料の月額に対するものに限る。）
- (6) へき地手当（これに準ずる手当を含み、給料の月額に対するものに限る。）

別表第1 薬剤師の款中

大	学	卒	2級29号給
---	---	---	--------

を

大	学	6	卒	2級41号給
大	学	卒		2級29号給

に改める。

別表第5 薬剤師の款中

「

大 学 卒	0	3	7	11	13
		3	4	4	2

」

を

「

大 学 6 卒	0	1	5	9	11
		1	4	4	2
大 学 卒	0	3	7	11	13
		3	4	4	2

」

に改める。

別表第10 1の款3の項を次のように改める。

3 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程（学校教育法第99条第2項の専門職大学院の課程のうち標準修業年限（当該修業年限が専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第3条第1項の規定により変更されたものである場合にあっては、当該変更がないものとした場合における標準修業年限）が2年以上のものをいう。）の修了者 (2) 司法試験法（昭和24年法律第140号）による司法試験予備試験の合格者
-------------	--

別表第10 1の款4の項第1号中「獣医学」を「薬学若しくは獣医学」に改める。

別表第20の4中

「

86
86
86
87
87
87
88
88
88
89
89
89
90
90

「

85
86
86
86
86
86
87
87
87
87
88
88
88
88
88
89

90		89
91		89
91		90
91		90
92		90
92		91
92		91
93		91
93	を	92
93		92
93		92
94		93
94		93
94		93
94		93
95		94
95		94
95		94
95		94
96		95
96		95
96		95
96		95
97		96
97		96
97		96
97		96
98		97
98		97
98		97
98		97
99		98
99		98
99		98
99		98
100		99
100		99

に改める。

100
100
101

99
99
100

別表第20の5中

90
91
92
93
93
94
94
95
95
96
96
97
98

を

89
90
90
91
91
92
92
93
94
95
96
97
98

に、

106
106
107
107
108
108
109
109
109
110
110
110
111
111
111
112
112

105
106
106
106
106
107
107
107
108
108
108
108
109
109
110
110
111
111
112

112		112
113		113
114		113
115	を	114
116		114
117		115
117		115
118		116
118		116
119		117
119		118
120		119

に改める。

(公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第43条第21項第4号中「第3条第2項第1号及び第2号」を「第3条第1号及び第2号」に改める。
別表第7 1の款3の項を次のように改める。

3 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程（学校教育法第99条第2項の専門職大学院の課程のうち標準修業年限（当該修業年限が専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第3条第1項の規定により変更されたものである場合にあっては、当該変更がないものとした場合における標準修業年限）が2年以上のものをいう。）の修了者 (2) 司法試験法（昭和24年法律第140号）による司法試験予備試験の合格者
-------------	--

別表第7 1の款4の項第1号中「獣医学」を「薬学若しくは獣医学」に改める。

別表第14第19条の4第1項第1号の職員の款中「45,300円」を「45,000円」に、「30,200円」を「30,000円」に、「15,100円」を「15,000円」に改め、同表第19条の4第1項第3号の職員の款中「16,000円」を「15,875円」に改める。

別表第15中

54	53
54	54
54	54
55	54
55	54
55	55
56	55

56
56
57
57
57
57
58
58
58
58
59
59
59
59
60

を

55
55
56
56
56
56
57
57
57
58
58
58
58
59
59
59

に改める。

別表第15の2中

70
70
71
71
72
72
73
73
73
73
74
74
74
74
75
75
75
75
76
76

69
70
70
70
71
71
71
72
72
72
73
73
73
73
74
74
74
74
75
75

76		75
76		75
77		76
77		76
77		76
77		76
77		77
77		77
77		77
78		77
78		77
78		77
78		77
78		77
78		78
78		78
79		78
79	を	78
79		78
79		78
79		78
79		78
79		78
79		79
80		79
80		79
80		79
80		79
80		79
80		79
80		79
80		79
81		80
81		80
81		80
81		80
81		80
81		80
81		80
81		80
81		80

に、

81
82
82
82
82
82
82
82
82
82
83

80
81
81
81
81
81
81
81
81
81
82

「

19
20
22
23
24
25
26
26
27

「

20
21
22
23
24
25
26
27
28

を

に改める。

別表第15の3中

「

66
66
66
66
67
67
67
67
68
68
68
68
68
69

「

65
66
66
66
66
66
66
67
67
67
67
67
68
68

を

に、

「

35
36
37
39
40
41
41
42
43
44
45
46
47
48

」

を

「

36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49

」

に、

「

74
75
76
77
78
79
79
80
81
82
83
84
85
86
87
87
88
89
90
91
92

」

「

75
76
77
78
79
79
80
81
82
83
84
84
85
86
87
88
89
90
91
92

」

93		94	
94		95	
95	を	95	に改める。
96		96	
97		97	
98		98	
99		99	
100		100	
101		101	
102		102	
103		103	
103		104	
104		105	
106		106	
106		107	
107		108	
108		109	
109		110	
110		111	
111		112	
112		113	

（職員等の寒冷地手当に関する規則の一部改正）

第3条 職員等の寒冷地手当に関する規則（昭和39年兵庫県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表中千種北小学校の項、川上小学校の項及び奥八田小学校の項を削る。

（一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正）

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成14年兵庫県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第7条第1項」を「第7条第3項」に改める。

第7条中「第7条第4項」を「第7条第5項」に、「第1項又は第2項の規定」を「第1項、第2項又は第3項の規定」に改める。

第11条第1号中「第7条第1項の規定により準用する法第7条第3項の規定」を「第7条第3項の規定」に、「（条例第7条第3項の規定）」を「（条例第7条第4項の規定）」に改める。

第12条第3項第1号中「第7条第1項の規定により準用する法第7条第3項の規定」を「第7条第3項の規定」に、「（条例第7条第3項の規定）」を「（条例第7条第4項の規定）」に改める。

第13条第2号中「第7条第3項」を「第7条第4項」に改める。

別表中「第7条第1項の規定により準用する法第7条第3項の規定」を「第7条第3項の規定」に、「（条例第7条第3項の規定）」を「（条例第7条第4項の規定）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（給料に関する経過措置）

- 2 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年兵庫県条例第43号。以下「改正条例」という。）附則第5項第1号に規定する改正後の給与条例又は改正後の教育職員条例の規定によりその者が受ける

給料月額を同日においてその者が受けていた給料月額で除して得た割合に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

- 3 この項から附則第10項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 切替日 この規則の施行の日をいう。
 - (2) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない職員の給与に関する規則（以下「職員給与規則」という。）別表第1から別表第4まで又は公立学校教育職員等の給与に関する規則（以下「教員給与規則」という。）別表第1から別表第3までに定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある職種に属する他の職への異動をいう。
 - (3) 基準級 切替日の前日においてその者が属していた職務の級をいう。
 - (4) 昇格 職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
 - (5) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
 - (6) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。
 - ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により休職にされていた期間
 - イ 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間
 - ウ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年兵庫県条例第6号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間
 - エ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「地方公務員育休法」という。）第2条の規定により育児休業をしていた期間
 - オ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。）第16条に規定する病気休暇又は勤務時間条例第18条に規定する介護休暇の承認を受けていた期間
 - カ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年兵庫県条例第45号）により派遣されていた期間
 - キ 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をした期間
 - (7) 復職時調整 職員給与規則第19条の5、教員給与規則第18条の4、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年兵庫県人事委員会規則第5号。以下「派遣規則」という。）第5条、公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年兵庫県人事委員会規則第1号。以下「公益的法人等派遣規則」という。）第3条又は職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号。以下「子育て支援条例」という。）第9条の規定による号給の調整をいう。
 - (8) 人事交流等職員 切替日以降に、国及び他の地方公共団体の公務員、職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号）第9条第5項第2号又は公立学校職員等の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第51号）第8条第5項第2号に規定する公庫等職員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。
- 4 改正条例附則第5項各号列記以外の部分の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 切替日以降に初任給基準異動をした職員
 - (2) 切替日以降に基準級より上位の職務の級に昇格をした職員
 - (3) 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員
 - (4) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
 - (5) 切替日前に地方公務員育休法第10条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）を始めた職員であって、切替日の前日以降に育児短時間勤務（地方公務員育休法第17条の規定による短時間勤務を含む。次項において「育児短時間勤務等」という。）を終えた職員
 - (6) 切替日以降に育児短時間勤務を始めた職員
 - (7) 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。）
 - (8) 平成20年4月1日から切替日の前日までの間に職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成20年兵庫県条例第14号）附則第6項から第8項までの規定による給料、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年兵庫県条例第42号）附則第4項から第6項までの規定による給料又は職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年兵庫県条例第39号）附則第4項から第6項までの規定による給料（以下「平成22年改正条例附則による給料」という。）を支給される職員でなくなった職員

- (9) 切替日以降に改正条例附則第5項から第7項までの規定による給料を支給される職員でなくなった職員
- 5 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。第7項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの（前項第8号及び第9号に掲げる職員（第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）並びに第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。））に同項第8号又は第9号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）には、その差額に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を、改正条例附則第6項の規定による給料として支給する。
- (1) 切替日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第7号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があったものとした場合に、職員給与規則第15条又は教員給与規則第14条の規定の例により同日においてその者が属することとなる職務の級及び受けることとなる号給の給料月額に相当する額（平成22年改正条例附則による給料を含む。）に、当該職務の級及び号給の減額率（職務の級及び号給に対応する附則別表の減額率欄に定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た額
- (2) 切替日以降に基準級より上位の職務の級に昇格をした場合（第7号に掲げる場合を除く。）切替日の前日において当該昇格後の職務の級に昇格したものとした場合（切替日以降に基準級より上位の職務の級への昇格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの昇格を順次したものとした場合）に、職員給与規則第13条又は教員給与規則第12条の規定の例により同日においてその者が属することとなる職務の級及び受けることとなる号給の給料月額に相当する額（平成22年改正条例附則による給料を含む。）に当該職務の級及び号給の減額率を乗じて得た額
- (3) 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした場合（第7号に掲げる場合を除く。）切替日の前日において当該降格後の職務の級に降格したものとした場合（切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、職員給与規則第14条又は教員給与規則第13条の規定の例により同日においてその者が属することとなる職務の級及び受けることとなる号給の給料月額に相当する額（平成22年改正条例附則による給料を含む。）に当該職務の級及び号給の減額率を乗じて得た額
- (4) 切替日以降に切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第7号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に職員給与規則第19条の5、教員給与規則第18条の4、派遣規則第5条、公益的法人等派遣規則第3条又は子育て支援条例第9条の規定の例により同日においてその者が属することとなる職務の級及び受けることとなる号給の給料月額に相当する額（平成22年改正条例附則による給料を含む。）に当該職務の級及び号給の減額率を乗じて得た額
- (5) 切替日前に育児短時間勤務を始めた職員であって、切替日の前日以降に育児短時間勤務等を終えた場合切替日の前々日に育児短時間勤務等を終えたものとした場合に、切替日の前日にその者が受けることとなる給料月額（平成22年改正条例附則による給料を含む。）に同日においてその者が属することとなる職務の級及び受けることとなる号給の減額率を乗じて得た額
- (6) 切替日以降に育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
- ア 育児短時間勤務等をしている職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額（平成22年改正条例附則による給料を含む。）に、勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額に同日にその者が属していた職務の級及び受けていた号給の減額率を乗じて得た額
- イ アに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額（平成22年改正条例附則による給料を含む。）に同日にその者が属していた職務の級及び受けていた号給の減額率を乗じて得た額
- (7) 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合 あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額
- 6 改正条例附則第5項第1号の人事委員会規則で定める職員は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び受けていた号給が人事委員会で定める職務の級及び号給に該当する職員とし、人事委員会規則で定める割合は、他の職員との均衡を考慮して人事委員会が定める割合とする。

- 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であつて、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第6項の規定による給料として支給する。
- 8 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に附則第5項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める額）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第7項の規定による給料として支給する。
- 9 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となった日以降に附則第5項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして同項又は附則第7項の規定を適用したとしたならば支給されることとなる改正条例附則第6項の規定による給料の額に相当する額を、改正条例附則第7項の規定による給料として支給する。
- 10 改正条例附則第5項から第7項までの規定による給料の支給について、附則第2項から前項までの規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。
（職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）
- 11 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成23年兵庫県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
附則第12項及び第13項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附則別表

給料表	職務の級	号給	減額率
行政職給料表	特10級	1号給から21号給まで	100分の99.5
		13号給から45号給まで	100分の99.5
	9級	1号給から12号給まで	100分の99.6
		29号給から49号給まで	100分の99.5
		13号給から28号給まで	100分の99.6
		9号給から12号給まで	100分の99.7
		7号給から8号給まで	100分の99.8
		5号給から6号給まで	100分の99.9
		1号給から4号給まで	100分の100
	8級	41号給から65号給まで	100分の99.5
		25号給から40号給まで	100分の99.6
		21号給から24号給まで	100分の99.7
		19号給から20号給まで	100分の99.8
		17号給から18号給まで	100分の99.9
		1号給から16号給まで	100分の100
	7級	65号給から81号給まで	100分の99.5
		45号給から64号給まで	100分の99.6
		34号給から44号給まで	100分の99.7
		31号給から33号給まで	100分の99.8
		29号給から30号給まで	100分の99.9

		1号給から28号給まで	100分の100
	6級	73号給から93号給まで	100分の99.5
		53号給から72号給まで	100分の99.6
		42号給から52号給まで	100分の99.7
		39号給から41号給まで	100分の99.8
		37号給から38号給まで	100分の99.9
		1号給から36号給まで	100分の100
	5級	81号給から89号給まで	100分の99.5
		61号給から80号給まで	100分の99.6
		50号給から60号給まで	100分の99.7
		47号給から49号給まで	100分の99.8
		45号給から46号給まで	100分の99.9
		1号給から44号給まで	100分の100
	4級	101号給から113号給まで	100分の99.5
		81号給から100号給まで	100分の99.6
		70号給から80号給まで	100分の99.7
		67号給から69号給まで	100分の99.8
		65号給から66号給まで	100分の99.9
		1号給から64号給まで	100分の100
	3級	84号給から89号給まで	100分の99.7
		79号給から83号給まで	100分の99.8
		77号給から78号給まで	100分の99.9
		1号給から76号給まで	100分の100
	2級	1号給から93号給まで	100分の100
研究職給料表	5級	41号給から65号給まで	100分の99.5
		25号給から40号給まで	100分の99.6
		21号給から24号給まで	100分の99.7
		19号給から20号給まで	100分の99.8
		17号給から18号給まで	100分の99.9
		1号給から16号給まで	100分の100
	4級	61号給から77号給まで	100分の99.5
		45号給から60号給まで	100分の99.6
		41号給から44号給まで	100分の99.7
		39号給から40号給まで	100分の99.8
		37号給から38号給まで	100分の99.9
		1号給から36号給まで	100分の100
	3級	89号給から93号給まで	100分の99.5

		69号給から88号給まで	100分の99.6
		59号給から68号給まで	100分の99.7
		55号給から58号給まで	100分の99.8
		53号給から54号給まで	100分の99.9
		1号給から52号給まで	100分の100
	2級	91号給から97号給まで	100分の99.7
		87号給から90号給まで	100分の99.8
		85号給から86号給まで	100分の99.9
		1号給から84号給まで	100分の100
	1級	109号給	100分の99.9
1号給から108号給まで		100分の100	
医師・歯科医師職 給料表	4級	1号給から73号給まで	100分の100
	3級	1号給から81号給まで	100分の100
	2級	1号給から85号給まで	100分の100
	1級	1号給から65号給まで	100分の100
看護職給料表	7級	29号給から57号給まで	100分の99.5
		13号給から28号給まで	100分の99.6
		9号給から12号給まで	100分の99.7
		7号給から8号給まで	100分の99.8
		5号給から6号給まで	100分の99.9
		1号給から4号給まで	100分の100
	6級	57号給から69号給まで	100分の99.5
		37号給から56号給まで	100分の99.6
		26号給から36号給まで	100分の99.7
		23号給から25号給まで	100分の99.8
		21号給から22号給まで	100分の99.9
		1号給から20号給まで	100分の100
	5級	77号給から105号給まで	100分の99.5
		57号給から76号給まで	100分の99.6
		46号給から56号給まで	100分の99.7
		43号給から45号給まで	100分の99.8
		41号給から42号給まで	100分の99.9
		1号給から40号給まで	100分の100
	4級	93号給から137号給まで	100分の99.5
		73号給から92号給まで	100分の99.6
		62号給から72号給まで	100分の99.7
		59号給から61号給まで	100分の99.8

	3 級	57号給から58号給まで	100分の99.9	
		1号給から56号給まで	100分の100	
		105号給から137号給まで	100分の99.5	
		85号給から104号給まで	100分の99.6	
		74号給から84号給まで	100分の99.7	
		71号給から73号給まで	100分の99.8	
		69号給から70号給まで	100分の99.9	
	2 級	1号給から68号給まで	100分の100	
		129号給から165号給まで	100分の99.5	
		109号給から128号給まで	100分の99.6	
		98号給から108号給まで	100分の99.7	
		95号給から97号給まで	100分の99.8	
		93号給から94号給まで	100分の99.9	
	1 級	1号給から92号給まで	100分の100	
		145号給から177号給まで	100分の99.5	
		126号給から144号給まで	100分の99.6	
		116号給から125号給まで	100分の99.7	
		111号給から115号給まで	100分の99.8	
		109号給から110号給まで	100分の99.9	
	警察職給料表	9 級	1号給から108号給まで	100分の100
			29号給から53号給まで	100分の99.5
13号給から28号給まで			100分の99.6	
9号給から12号給まで			100分の99.7	
7号給から8号給まで			100分の99.8	
5号給から6号給まで			100分の99.9	
8 級		1号給から4号給まで	100分の100	
		41号給から77号給まで	100分の99.5	
		25号給から40号給まで	100分の99.6	
		22号給から24号給まで	100分の99.7	
		19号給から21号給まで	100分の99.8	
		17号給から18号給まで	100分の99.9	
7 級		1号給から16号給まで	100分の100	
		65号給から93号給まで	100分の99.5	
		45号給から64号給まで	100分の99.6	
		34号給から44号給まで	100分の99.7	
		32号給から33号給まで	100分の99.8	
			29号給から31号給まで	100分の99.9

		1号給から28号給まで	100分の100
6級		73号給から101号給まで	100分の99.5
		53号給から72号給まで	100分の99.6
		43号給から52号給まで	100分の99.7
		40号給から42号給まで	100分の99.8
		37号給から39号給まで	100分の99.9
		1号給から36号給まで	100分の100
5級		81号給から105号給まで	100分の99.5
		61号給から80号給まで	100分の99.6
		51号給から60号給まで	100分の99.7
		49号給から50号給まで	100分の99.8
		45号給から48号給まで	100分の99.9
		1号給から44号給まで	100分の100
4級		105号給から137号給まで	100分の99.5
		85号給から104号給まで	100分の99.6
		75号給から84号給まで	100分の99.7
		73号給から74号給まで	100分の99.8
		69号給から72号給まで	100分の99.9
		1号給から68号給まで	100分の100
3級		121号給から157号給まで	100分の99.5
		101号給から120号給まで	100分の99.6
		91号給から100号給まで	100分の99.7
		89号給から90号給まで	100分の99.8
		85号給から88号給まで	100分の99.9
		1号給から84号給まで	100分の100
2級		133号給から165号給まで	100分の99.5
		113号給から132号給まで	100分の99.6
		103号給から112号給まで	100分の99.7
		101号給から102号給まで	100分の99.8
		97号給から100号給まで	100分の99.9
		1号給から96号給まで	100分の100
1級		121号給から133号給まで	100分の99.6
		111号給から120号給まで	100分の99.7
		109号給から110号給まで	100分の99.8
		105号給から108号給まで	100分の99.9
		1号給から104号給まで	100分の100
大学教育職給料表	4級	49号給から89号給まで	100分の99.5

		33号給から48号給まで	100分の99.6
		29号給から32号給まで	100分の99.7
		27号給から28号給まで	100分の99.8
		25号給から26号給まで	100分の99.9
		1号給から24号給まで	100分の100
	3級	77号給から109号給まで	100分の99.5
		61号給から76号給まで	100分の99.6
		57号給から60号給まで	100分の99.7
		55号給から56号給まで	100分の99.8
		53号給から54号給まで	100分の99.9
		1号給から52号給まで	100分の100
	2級	101号給から105号給まで	100分の99.5
		81号給から100号給まで	100分の99.6
		71号給から80号給まで	100分の99.7
		68号給から70号給まで	100分の99.8
		65号給から67号給まで	100分の99.9
		1号給から64号給まで	100分の100
	1級	121号給から129号給まで	100分の99.5
		101号給から120号給まで	100分の99.6
		91号給から100号給まで	100分の99.7
		88号給から90号給まで	100分の99.8
85号給から87号給まで		100分の99.9	
1号給から84号給まで		100分の100	
高等学校 教育職給料表	5級	21号給から57給まで	100分の99.5
		5号給から20号給まで	100分の99.6
		1号給から4号給まで	100分の99.7
	4級	61号給から93号給まで	100分の99.5
		46号給から60号給まで	100分の99.6
		43号給から45号給まで	100分の99.7
		39号給から42号給まで	100分の99.8
		37号給から38号給まで	100分の99.9
		1号給から36号給まで	100分の100
	3級	90号給から121号給まで	100分の99.5
		67号給から89号給まで	100分の99.6
		61号給から66号給まで	100分の99.7
		58号給から60号給まで	100分の99.8
		57号給	100分の99.9

		1号給から56号給まで	100分の100
	2級	133号給から169号給まで	100分の99.5
		113号給から132号給まで	100分の99.6
		103号給から112号給まで	100分の99.7
		99号給から102号給まで	100分の99.8
		97号給から98号給まで	100分の99.9
		1号給から96号給まで	100分の100
	1級	141号給から169号給まで	100分の99.5
		122号給から140号給まで	100分の99.6
		111号給から121号給まで	100分の99.7
		108号給から110号給まで	100分の99.8
		105号給から107号給まで	100分の99.9
		1号給から104号給まで	100分の100
中学校・小学校 教育職給料表	5級	21号給から57号給まで	100分の99.5
		5号給から20号給まで	100分の99.6
		1号給から4号給まで	100分の99.7
	4級	77号給から113号給まで	100分の99.5
		62号給から76号給まで	100分の99.6
		59号給から61号給まで	100分の99.7
		55号給から58号給まで	100分の99.8
		53号給から54号給まで	100分の99.9
		1号給から52号給まで	100分の100
	3級	93号給から125号給まで	100分の99.5
		69号給から92号給まで	100分の99.6
		63号給から68号給まで	100分の99.7
		59号給から62号給まで	100分の99.8
		57号給から58号給まで	100分の99.9
		1号給から56号給まで	100分の100
	2級	133号給から173号給まで	100分の99.5
		113号給から132号給まで	100分の99.6
		103号給から112号給まで	100分の99.7
		99号給から102号給まで	100分の99.8
		97号給から98号給まで	100分の99.9
		1号給から96号給まで	100分の100
	1級	112号給から113号給まで	100分の99.7
		108号給から111号給まで	100分の99.8
		105号給から107号給まで	100分の99.9
1号給から104号給まで		100分の100	